

第4条 本会の事務所は、代表者の自宅におく。

(部制)

第5条 本会の円滑な運営を図るため、次の部を置く。ただし、連合振興町会と協議の上、必要に応じ次に掲げる部以外の部を置く事が出来る。

- (1) 総務部
- (2) 会計部
- (3) 協力部
- (4) 社会福祉部
- (5) 環境衛生部
- (6) 災害救助部
- (7) 青年部
- (8) 女性部

第2章 会 員

(会員の資格)

第6条 区域に住所を有する個人は全て本会の会員となることができ、本会は正当な理由がない限り区域に住所を有する個人の加入を拒まない。

2 区域に事務所、事業所、営業所等を有する者を賛助会員とすることができる。

第3章 役 員

(役員)

第7条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|------------|-------|
| (1) 会 長 | 1名 |
| (2) 副 会 長 | 若干名 |
| (3) 書 記 | 1名 |
| (4) 会 計 | 1名 |
| (5) 専門部長 | 各1名 |
| (6) 専門部副部長 | 各2名以内 |
| (7) 会計監事 | 2名以内 |